

中心市街地の活性化に関する行政評価・監視結果に基づく 勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期】	平成15年8月～16年9月
【勧告日及び勧告先】	平成16年9月15日。総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に対し勧告
【回答年月日】	総務省：平成17年7月12日、農林水産省：平成17年7月13日、経済産業省：平成17年8月1日、 国土交通省：平成17年7月6日
【その後の改善措置 状況回答年月日】	総務省：平成18年12月4日、農林水産省：平成18年12月6日、経済産業省：平成18年12月4日、 国土交通省：平成18年12月13日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 中心市街地は、居住、商業、業務等の都市機能を担ってきたが、近年の急速な車社会の進展、消費者の生活様式の多様化等の影響を受け、中心市街地における人口の減少、商業、業務等の都市機能の空洞化が進行
- このような中で、中心市街地の活性化を図る施策として、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）が制定。国は、同法に則り、市町村が策定した中心市街地活性化の基本計画に定められた事業に対して、国庫補助金等による支援を実施
- しかしながら、大規模小売店舗の中心市街地からの撤退及び郊外への新たな進出等による商圈構造の変化など、中心市街地を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、関係行政機関や138市町(注)を対象に、中心市街地の活性化の推進、国庫補助金の効率的な使用等を図る観点から、中心市街地の活性化の状況、中心市街地の活性化に関する基本計画の作成状況、同計画に掲げられた事業の実施状況、中心市街地の活性化に関する国の支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

(注) 平成15年度末までに全国で593市町村が基本計画を作成。本行政評価・監視では、20都道府県において13年度までに基本計画を作成した市町村の中から138市町を抽出

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>中心市街地における市街地の整備及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律（平成10年法律第92号）については、平成18年6月、次のような内容の抜本的な改正が行われ、その題名も中心市街地の活性化に関する法律(以下「新法」という。)に改正された（平成18年6月7日公布、18年8月22日施行）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中心市街地活性化のための基本理念の創設 ② 国、地方公共団体及び事業者の中心市街地活性化のための責務規定を創設 ③ 市町村が作成する基本計画について内閣総理大臣による認定制度を創設 ④ 中心市街地整備推進機構、商工会又は商工会議所等で構成する「中心市街地活性化協議会」を法定化。市町村は、基本計画の作成に当たり協議会等の意見を聴取 ⑤ 内閣に、基本方針（閣議決定）の案の作成等をつかさどる「中心市街地活性化本部」を設置 <p>また、新法に基づき、平成18年9月8日、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（以下「新基本方針」という。）が閣議決定された。</p> <p>新法及び新基本方針は、以下のとおり、当省の勧告を踏まえた内容となっており、すべての勧告事項について改善措置が講じられている。</p>
<p>1 中心市街地活性化基本計画の的確な実施と見直し</p> <p>(1) 基本計画の的確な作成 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、的確な基本計画の作成を推進する観点から、次の措置を構ることが必要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本計画における数値目標設定の有効性並びに数値目標として掲げる指標に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。 ② 中心市街地の区域設定に当たっての要件に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。 </div> <p>(説明)</p>	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 「その後の改善措置状況」時に確認した改善措置状況</p> <p> : 「新法」及び「新基本方針」において確認した改善措置状況</p> <p>(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>→① 基本計画における数値目標設定の有効性に係る基本方針の考え方及び既存計画中の指標例を、4省で取りまとめた「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針の考え方」（以下「基本的な方針の考え方」という。）の中で明示</p> <p>「基本的な方針の考え方」は、中心市街地活性化推進室のホームページにて公開するとともに、平成17年5月16日までに基本計画（665計画）を作成した627市町村に対し、平成17年5月27日付事務連絡により通知</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>市町村は、中心市街地活性化法及び基本方針(注)に基づき、以下の事項を主な内容とし、中心市街地活性化を進める上で根幹となる「基本計画」を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化に関する基本的な方針 ・ 中心市街地の位置及び区域 ・ 中心市街地活性化の目標 ・ 市街地の整備改善及び商業等の活性化のための事業 <p>(注) 総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が、中心市街地活性化法に基づき、平成10年7月に策定した「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本方針」</p> <p>① 基本方針では、数値目標の設定やその指標などについて、具体的には示されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口、年間商品販売額等の「数値目標」を設定している市町は、10% (14市町) と少ない。 <p>② 基本方針では、商業等の集積程度、事業実施範囲と「区域」面積の関係などについて、具体的には示されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に定められた中心市街地の「区域」の中には、区域として設定する必要性に乏しい地域を含んでいるもの等がみられる。 	<p>本事項に係る「基本的な方針の考え方」の主な記述内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成状況の客観的な把握・分析・評価が容易になることなどから、可能な限り定量的な指標に基づく数値目標を設定することが有効 ・ これまでの主な例では、歩行者通行量、居住人口、事業所数従業者数、年間小売販売額等を設定 <p>→② 中心市街地の区域設定に当たっての要件に係る基本方針の考え方を、「基本的な方針の考え方」の中で明示</p> <p>「基本的な方針の考え方」は、中心市街地活性化推進室のホームページにて公開するとともに、平成17年5月16日までに基本計画（665計画）を作成した627市町村に対し、平成17年5月27日付事務連絡により通知</p> <p>本事項に係る「基本的な方針の考え方」の主な記述内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域設定の妥当性を客観的に評価できるよう、都市機能の集積程度等について、基礎データ等を活用しつつ明示することが重要 ・ これまで都市機能の集積がない地区や当面集中的・効果的な取組予定のない地区等は、中心市街地の区域に入れるべきではない。 <p>(勧告事項に係る新法等の規定内容)</p> <p>① 新法第9条第2項において、基本計画には、「中心市街地の活性化の目標」を定めると規定</p> <p>また、新基本方針において、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売り販売額、空き店舗数等定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならないと規定</p> <p>② 新基本方針において、基本計画を作成するに当たっての新法第2条各号の要件（中心市街地と位置づけることができる要件）を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> i 当該市街地に、相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること（第1号要件）。 ii 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること（第2号要件）。 iii 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること（第3号要件）。

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 事業の着実な実施 (勧告)</p> <p>総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、中心市街地活性化事業を計画的かつ着実に推進する観点から、次の措置を講ずることが必要</p> <p>① 中心市街地活性化事業の推進に当たっては、市町村における推進体制だけではなく、地元住民や関係事業者等を含めた民間連携のための推進体制も併せて整備し、活動することの有効性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。</p> <p>② 基本計画においてTMO構想の策定を盛り込もうとする場合には、基本計画作成・変更段階の早い時期から商工会等がTMO構想の策定に着手し、TMO構想を速やかに策定することの有効性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。</p> <p>(説明)</p> <p>① 基本方針では、民間連携のための推進体制整備の有効性について、具体的には示されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における推進体制と民間連携のための推進体制の整備状況は、両方とも整備29% (40市町)、両方とも未整備28% (39市町) これらの短期事業(注)着手率をみると、両方とも整備しているものに対し、両方とも整備していないものは20ポイント低い。(59% : 38%) (注) 基本計画において、おおむね5年以内に着手するとされた事業 <p>② TMO構想は、中心市街地の商店街等を一体として捉えて、テナント配置やソフト事業等を推進する構想であり、商工会等が策定し、市町村が認定。この認定を受けた者がTMO(注)として、事業を推進する主体となる。</p> <p>基本方針では、TMO構想の策定に着手する時期について、具体的には示されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構想が未認定 : 27% (37市町)、認定までに2年以上の長期 : 17% (23市町) ○ TMO構想認定の有無により、TMOが事業主体となる短期事業着手率に2倍の較差 (53% : 28%) <p>(注) Town Management Organization</p>	<p>(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>→① 中心市街地活性化事業の推進に当たっては、市町村における推進体制だけではなく、地元住民や関係事業者等を含めた民間連携のための推進体制も併せて整備し、活動することの有効性に係る基本方針の考え方を、「基本的な方針の考え方」の中で明示</p> <p>「基本的な方針の考え方」は、中心市街地活性化推進室のホームページにて公開するとともに、平成17年5月16日までに基本計画(665計画)を作成した627市町村に対し、平成17年5月27日付事務連絡により通知</p> <p>〔本事項に係る「基本的な方針の考え方」の主な記述内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を円滑かつ一体的・効果的に実施していくためには、地域住民、民間事業者等の幅広い理解と積極的な参画が重要 ・ このためには、基本方針に記載した具体例を参考に、民間連携のための推進体制の整備に努め、継続して活動することが必要 <p>→② 基本計画においてTMO構想の策定を盛り込もうとする場合には、基本計画作成・変更段階の早い時期から商工会等がTMO構想の策定に着手し、TMO構想を速やかに策定することの有効性に係る基本方針の考え方を、「基本的な方針の考え方」の中で明示</p> <p>「基本的な方針の考え方」は、中心市街地活性化推進室のホームページにて公開するとともに、平成17年5月16日までに基本計画(665計画)を作成した627市町村に対し、平成17年5月27日付事務連絡により通知</p> <p>〔本事項に係る「基本的な方針の考え方」の主な記述内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画作成又は変更段階の早い時期から、TMOとしての組織作りに努め、TMO構想の策定に着手することが有効 ・ また、TMO構想の策定の有無が各種事業の進ちょくに与える影響が大きいことから、同構想を速やかに策定することが有効 <p>(勧告事項に関係する新法等の規定内容)</p> <p>①② 新法第9条第2項において、市町村は、基本計画を作成しようとするときは、中心市街地活性化協議会(同協議会が組織されていない場合には商工会又は商工会議所)の意見を聴かなければならないと規定</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 基本計画の見直し (勸告)</p> <p>総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、中心市街地活性化事業の計画的かつ着実な推進を図る観点から、基本計画に掲げられた事業の進ちょく状況及び中心市街地の活性化の達成状況の定期的な把握並びにそれらを踏まえた基本計画の見直しを行うことの必要性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。</p> <p>(説明)</p> <p>事業の進ちょく状況を把握している市町は70% (96市町) にすぎず、基本計画の達成状況を把握している市町は13% (18市町)、社会経済情勢の変化等に応じた全般的な見直しを行っている市町は6% (8市) と少ない。</p> <p>(4) 基本計画の的確な評価 (勸告)</p> <p>総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、関係省庁連絡協議会等を活用して優れた基本計画に対し重点的な支援を行うため、基本計画の内容や的確な見直しが行われたか否かについての的確に評価すること。</p> <p>(説明)</p>	<p>(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>→ 基本計画に掲げられた事業の進ちょく状況及び中心市街地の活性化の達成状況の定期的な把握並びにそれを踏まえた基本計画の見直しを行うことの必要性に係る基本方針の考え方を、「基本的な方針の考え方」の中で明示</p> <p>「基本的な方針の考え方」は、中心市街地活性化推進室のホームページにて公開するとともに、平成17年5月16日までに基本計画(665計画)を作成した627市町村に対し、平成17年5月27日付事務連絡により通知</p> <p>〔本事項に係る「基本的な方針の考え方」の主な記述内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢の変化等が生じた場合等はもちろんのこと、具体的な目標年次に達したときや、基本計画策定後5年以内に着手する予定の事業の実施・未実施が見極められるときには、それぞれ目標の達成状況や事業の実施状況をフォローアップし、その結果に基づき基本計画の見直しを検討すべき <p>(勸告事項に関する新法等の規定内容)</p> <p>新基本方針において、次のとおり、認定基本計画の進捗状況の把握を明記</p> <p>① 市町村は、計画期間中に、認定基本計画に掲げた取組の着実な実施を通じて目標が達成できるよう、定期的にフォローアップを行う。このフォローアップにおいては、設定した数値目標に係る指標についても確認する。</p> <p>その結果、必要と認められる場合には、速やかに認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行わなければならない。</p> <p>② 内閣総理大臣は、市町村に対し、認定基本計画に掲げた目標の達成状況等について、報告を求めるとともに、その内容を公表する。</p> <p>(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>→ 今後国が行う基本計画の評価並びに基本計画に定められた事業の支援については、平成17年5月27日付事務連絡において、「基本的な方針の考え方」で明らかにした基本方針の考え方に沿って行う旨明記した。</p> <p>評価の具体的な方法及び評価結果に基づく重点的な支援の方法については</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 基本方針では、国は基本計画を評価し、総体として優れた基本計画に定められた事業に対して重点的に支援することとされているが、国による評価状況をみると、的確な評価が行われているとは認められない状況</p> <p>○ 活性化の観点から不十分と認められる基本計画の事業に対しても、国庫補助金が交付されている場合あり。</p> <p>2 国庫補助事業の効果的かつ効率的な実施 (勧告)</p> <p>総務省及び経済産業省は、補助金の効果的かつ効率的な使用等を図る観点から、次の措置を講ずることが必要</p> <p>① 補助事業の採択において、実施する事業の種類に応じて、活性化効果の見込みや客観的な検証データに基づいた施設・設備等の利用見込みについて審査することを補助金交付要綱等に明示し、これに基づき、厳正な採択審査を行うこと。</p> <p> 総 務 省：マルチメディア街中にぎわい創出事業 経済産業省：中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業 商店街等活性化事業費補助事業 TMO自立支援事業費補助事業</p> <p>② 補助事業の実施後において、実施する事業の種類に応じて、活性化効果や施設・設備等の利用実績を定期的に報告させ、活性化効果や利用実績が不十分と認められるものがある場合には、補助事業者に対し、市町村が基本計画を見直す際に活性化効果や利用実績の状況を踏まえた改善</p>	<p>引き続き検討</p> <p>(勧告事項に関する新法等の規定内容)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新基本方針において、次のとおり、施策の実施状況の事後評価を明記</p> <p>① 各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、報告する。</p> <p>② 内閣総理大臣は、市町村及び各府省庁からの報告に基づき、政府全体の施策の実施状況等について定期的に評価を行う。</p> </div> <p>① (総務省) → 「マルチメディア街中にぎわい創出事業」は、本勧告や財務省の予算執行調査の指摘等を踏まえ平成16年度限りで廃止 (経済産業省) → 「中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金」等4補助金については、勧告に基づき、活性化効果の見込みや客観的な検証データに基づいた施設・設備等の利用見込みについて審査することを、補助金交付要綱に明示 ⇒ 「中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金」等4補助金については、交付要綱に基づき、活性化効果の見込みや客観的な検証データを求め、審査を行った。 なお、4補助金については、平成17年度をもって廃止した。</p> <p>② (総務省) → 「マルチメディア街中にぎわい創出事業」は、前述のとおり平成16年度限りで廃止</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況						
<p>を行わせるなどの指導・助言を行うこと。</p> <p>また、上記の結果補助金の効果が不十分と判断されるもの及び交付要望件数や予算執行率等からニーズに乏しいと判断される補助金については、廃止・縮減等補助金の在り方について検討すること。</p> <p>総務省：マルチメディア街中にぎわい創出事業</p> <p>経済産業省：商業・サービス業集積関連施設整備費補助金 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業 商店街等活性化事業費補助事業 TMO自立支援事業費補助事業</p>	<p>⇒ これまでに実施した事業については、補助事業者に対し、活性化効果や施設・設備等の利用実績を報告させた。活性化効果や利用実績が不十分であったものについては、市町村において対応策を検討し、効果や実績を高めるよう指導・助言を行った。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>→ 「商業・サービス業集積関連施設整備費補助金」は、平成16年度限りで廃止</p> <p>⇒ これまでに実施した事業については、補助対象の市町村に対し、活性化効果や施設・設備等の利用実績を報告させた。活性化効果や利用実績が不十分であったものについては、市町村において対応策を検討し、効果や実績を高めるよう指導・助言を行った。</p> <p>⇒ 「中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金」等4補助金については、平成17年度をもって廃止した。</p>						
<p>(説明)</p> <p>調査を行った9補助金のうち、6補助金において、施設・設備の利用実績が見込みに達していない等の事業が以下のとおり26事業みられた。</p> <table border="1" data-bbox="188 775 1021 895"> <thead> <tr> <th>調査事業数</th> <th>左のうち、事業効果を測定可能なもの</th> <th>左のうち、施設・設備の利用実績が見込みに達していないもの等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>164</td> <td>52</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 5補助金においては、事業効果見込みについての的確な採択審査が行われていない。</p> <p>② 6補助金においては、事業実施後の事業効果の把握及び把握結果に応じた改善指導や助言が的確に行われていない。</p>	調査事業数	左のうち、事業効果を測定可能なもの	左のうち、施設・設備の利用実績が見込みに達していないもの等	164	52	26	<p>(勸告事項に関する新法等の規定内容)</p> <p>新法において、市町村が作成する基本計画について、国による認定制度を創設(第9条第6項)。また、新基本方針において、前述のとおり、各府省庁から内閣総理大臣への施策の実施状況の報告、これらの内閣総理大臣による取りまとめと事後評価の実施を明記。</p> <p>これらにより、多様な都市機能の増進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を「選択と集中」により重点的に支援する仕組みを設定</p>
調査事業数	左のうち、事業効果を測定可能なもの	左のうち、施設・設備の利用実績が見込みに達していないもの等					
164	52	26					